

## 新型コロナウイルス関連緊急経済対策

(経済活動回復／フェーズ2：【第3弾】感染症の再拡大に伴う追加的な支援等)

**【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業】****「飲食店等経営維持臨時支援助成金」制度概要（案）**

## 1. 制度名称

根室市飲食店等経営維持臨時支援助成金

## 2. 目的

国内における新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い外出自粛ムードが広がり、国の都府県への緊急事態宣言の発出や、北海道の集中対策期間の延長などの影響により、市民の外出自粛も継続しており、特に飲食店事業者等は厳しい経営環境に置かれていることから、経営維持のための臨時的な支援を行うため事業全般に活用できる助成金を交付する。

## 3. 対象事業者

## (1) 市内飲食店事業者

食品衛生法による飲食店営業の許可証を有し、喫茶、食堂、すし屋、そば屋、ラーメン屋、焼き肉店、居酒屋、レストラン、バー、スナックなど、営業施設内に客席を設け専ら客に飲食をさせる業態の事業を営んでおり、売上減少が大きい法人及び個人事業者であること。

## (2) 市内飲食店へ酒類を直接販売する事業者

酒税法による一般酒類小売業免許の許可証を有し、市内飲食店に対する酒類の直接販売を主たる事業として営んでおり、事業全体の売上減少及び市内飲食店への売上減少が大きい法人及び個人事業者であること。

## (3) 市内飲食店へ魚介類を直接販売する事業者

食品衛生法による魚介類販売業の許可証を有し、市内飲食店に対する魚介類の直接販売を主たる事業として営んでおり、事業全体の売上減少及び市内飲食店への売上減少が大きい法人及び個人事業者であること。

## (4) 市内飲食店へ食肉を直接販売する事業者

食品衛生法による食肉処理業または食肉販売業の許可証を有し、市内飲食店に対する食肉の直接販売を主たる事業として営んでおり、事業全体の売上減少及び市内飲食店への売上減少が大きい法人及び個人事業者であること。

## (5) 市内飲食店へ製氷を直接販売する事業者

食品衛生法による冰雪製造業の許可証を有し、市内飲食店に対する製氷の直接販売を主たる事業として営んでおり、事業全体の売上減少及び市内飲食店への売上減少が大きい法人及び個人事業者であること。

## (6) その他市内飲食店へ商品等を直接販売する事業者で市長が特に必要と認める者

市内飲食店に対し商品等を直接販売する事業を主たる事業者として営んでおり、事業全体の売上減少及び市内飲食店への売上減少が大きい法人及び個人事業者のうち市長が特に必要と認める者

#### 4. 交付対象要件【下記の（1）～（5）の全てを満たすこと】

- (1) 市内に事業所、店舗を構える中小企業者（※）であること。
  - ・法人の場合、根室市に本社を有していること。
  - ・個人事業者の場合、根室市に住民登録を有していること。

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもの

- (2) 売上が下記の要件を満たすことである。

- ①飲食店事業者は、令和3年1月及び令和3年2月の合計売上額が、前年同期の合計売上額と比較して30%以上減少していること。
- ②市内飲食店へ酒類・魚介類・食肉・製氷を直接販売する事業者及びその他市内飲食店へ商品等を直接販売する事業者で市長が特に必要と認める者にあっては、令和3年1月及び令和3年2月の事業全体の合計売上額が、前年同期の合計売上額と比較して30%以上減少しており、かつ、令和3年1月及び令和3年2月の市内飲食店との直接的な取引きの合計売上額が、前年同期の合計売上額と比較して30%以上減少していること。
- (3) 令和2年12月31日以前より営業しており、申請日現在、継続して事業を行い、廃業及び解散、清算手続きを行ってなく、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 新北海道スタイルを実践していること。
- (5) 暴力団等に関与していないこと。

#### 5. 交付額

##### (1) 飲食店事業者

●売上減少額の範囲内とし、1事業者上限15万円（千円未満切り捨て）

注) 複数の飲食店を経営する事業者であっても1事業者として交付

（例）飲食店2店舗を経営する事業者であっても1事業者として交付

##### (2) 市内飲食店へ酒類・魚介類・食肉・製氷を直接販売する事業者及びその他市内飲食店へ商品等を直接販売する事業者で市長が特に必要と認める者

●市内飲食店との直接的な取引きの売上減少額の範囲内とし、1事業者上限15万円（千円未満切り捨て）

注) 複数の業種を経営する事業者であっても1事業者として交付

（例）飲食店と食肉販売の2事業所を経営する事業者であっても1事業者として交付

#### 6. 申請期間

令和3年3月2日～令和3年3月31日

#### 7. 申請方法

- (1) 申請書に必要事項を記入の上、申請書類と添付書類を揃えて申請

- (2) 申請書の提出方法は郵送受付とする。（感染症対策のため）

#### 8. 対象事業者（推計）

- (1) 飲食店事業者 230事業者（根室保健所公表の食品衛生法上の飲食店営業許可を基に推計）

- (2) 市内飲食店へ酒類・魚介類・食肉・製氷を直接販売する事業者及びその他市内飲食店へ商品等を直接販売する事業者で市長が特に必要と認める者 30事業者（各種許可等を基に推計）

#### 9. 予算要求額

260事業者×150千円=39,000,000円

●申請率（推計） 100%想定で見込む